

民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について

平成16年2月13日総三第36号高等裁判所長官、地方、
家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 令和8年2月27日総三第112号

標記の実施について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 仮既済処理をする事件

次に掲げる事件は、裁判長の認定により、当該認定の日に仮既済とする。

- 1 民事通常訴訟事件、手形訴訟事件、小切手訴訟事件、少額訴訟事件、少額訴訟判決に対する異議申立て事件、人事訴訟事件及び行政訴訟事件（いずれも上訴事件及び再審事件を含む。）のうち、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件
 - (1) 当事者の所在が明らかでないため、訴訟を進行することができなくなった事件で、その所在不明の事実が事件記録（以下「記録」という。）上明らかとなった日から3年を経過したもの
 - (2) 中断中の事件で、中断の日から受継の手續がないまま3年を経過したもの
 - (3) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第131条第1項の規定による中止中の事件で、中止決定の日から中止の事由となった故障の解消が裁判所に明らかとならないまま3年を経過したもの
 - (4) 調停係属のため中止中の事件で、調停記録焼失等により調停が終了したかどうか不明であるという事実が記録上明らかとなった日から3年を経過したもの
 - (5) 災害その他の事由によって記録が滅失したが、当事者が記録の再製等に協力しないため、訴訟を進行することができなくなった事件で、その事実が記録上明らかとなった日から3年を経過したもの
 - (6) 訴訟費用の予納がないため、訴訟を進行することができなくなった事件で、進行することができなくなった日から1年を経過したもの
- 2 配当等手續事件、強制執行事件、担保権の実行としての競売等事件並びに担保権の実行及び行使事件のうち、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件
 - (1) 債権者、債務者その他の利害関係を有する者の所在が明らかでないため、手續を進行す

ることができなくなった事件で、その所在不明の事実が記録上明らかとなった日から3年を経過したもの

(2) 1の(5)に定める事由に該当するもの

第2 仮既済処理の手続

1 記録係への管理の引継ぎ等

(1) デジタル化通達が適用されない事件

令和7年12月23日付け最高裁総三第796号事務総長通達「電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができる事件の事務処理について」（以下「デジタル化通達」という。）が適用されない事件については、次に定める手続を行う。

ア 係書記官の手続

第1に定める事件を担当する裁判所書記官（以下「係書記官」という。）は、仮既済の認定があった場合には、直ちに仮既済の事由、認定の旨及び認定の年月日を明らかにした書面に裁判長の認印を受け、これを記録の末尾につづった上、その記録の管理を記録係に引き継ぐ。

イ 記録係の手続

記録係は、アの定めにより記録の管理の引継ぎを受けた場合には、事件簿の該当事件の「備考」欄に仮既済の旨及びその年月日を記載した上、他の保存記録と区別し、適宜の方法で保管する。

(2) デジタル化通達が適用される事件

デジタル化通達が適用される事件については、次に定める手続を行う。

ア 係書記官の手続

係書記官は、仮既済の認定があった場合には、次に定める手続を行った上、その記録の管理を記録係に引き継ぐ。

(ア) 直ちに仮既済の事由、認定の旨及び認定の年月日を明らかにした電磁的記録に裁判長の確認を受け、これを当該事件の事件領域（デジタル化通達記第1の3の事件領域をいう。以下同じ。）に記録する。

(イ) 仮既済の旨及びその年月日を、事件管理システム（デジタル化通達記第1の1の事件管理システムをいう。以下同じ。）の所定の箇所に記録するとともに、電子提出システム（デジタル化通達記第1の2の電子提出システムをいう。以下同じ。）の当該事件の事件領域上に明記する。

イ 記録係の手続

記録係は、アの定めにより記録の管理の引継ぎを受けた場合には、他の保存記録と区

別し、適宜の方法で管理する。

2 手続の再度の進行

(1) デジタル化通達が適用されない事件

ア 係書記官の手続

係書記官は、仮既済とした事件について、手続を再度進行することができるようになった場合には、直ちに記録係に連絡して当該事件の記録の管理の引継ぎを受け、その後の手続を進行させる。

イ 記録係の手続

記録係は、アの定めにより連絡を受けた場合には、手続進行の旨及びその年月日を事件簿の該当事件の「備考」に記載する。

(2) デジタル化通達が適用される事件

ア 係書記官の手続

係書記官は、(1)のアに定める手続を行う。

イ 記録係の手続

記録係は、アの定めにより連絡を受けた場合には、手続進行の旨及びその年月日を事件管理システムの所定の箇所に記録するとともに、電子提出システムの当該事件の事件領域上に明記した仮既済の旨及びその年月日を削除する。

付 記

1 実施

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施の前に平成6年12月9日付け最高裁総三第64号事務総長通達「民事事件及び行政事件の仮既済処理の実施について」の定めにより仮既済とした事件は、その仮既済とした日にこの通達の定めにより仮既済としたものとみなす。

(2) 昭和55年10月1日前に申し立てられた配当手続事件、強制執行事件及び競売申立事件を仮既済とするための事由については、なお従前の例による。

(3) この通達実施の際、民事訴訟法（平成8年法律第109号）による改正前の民事訴訟法（明治23年法律第29号）第221条第1項の規定により中止中の事件については、なお従前の例による。

付 記（令和8.2.27総三第112号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日（令和8年5月21日）から実施する。